

高額療養費の自動振込（簡素化）に関する注意事項

・次の場合は自動振込を停止します。

- ①国民健康保険料の滞納が発生した場合
- ②医療機関等への医療費の一部負担金の未払が発覚した場合
- ③申出者の記号番号に変更があった場合
- ④指定した振込先口座に高額療養費の振込みができなくなった場合
- ⑤申出者が死亡した場合
- ⑥申出の内容に偽りその他不正があった場合
- ⑦上記に掲げる場合のほか、市長が必要と認める場合

※ 自動振込が停止された場合、月ごとに高額療養費支給申請書を郵送します。

自動振込を再開するには再度簡素化申出書の提出が必要となります。

・次の場合は、津市に連絡が必要となります。

- ①傷病の原因が第三者行為（交通事故や傷害事件等）である場合
- ②医療機関等への医療費の一部負担金の未払が発生した場合

・現物給付方式で津市福祉医療費の助成を受けた医療費に、高額療養費が発生した場合、支給金額が重複するため、福祉医療費の返還が必要となります。

その場合、津市が高額療養費を受領し、返還金に充当します。

・振込先口座の変更や簡素化の停止を行う場合は、簡素化申出書を提出していただくようにお願いします。

事務担当 津市健康福祉部保険医療助成課
保険担当
電 話 059-229-3160